

(様式 3)

地方自治法第 250 条の 2 適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課所名	農業政策課	整理番号	1-2
許認可等の種類	農業振興地域整備計画の変更の協議			
根拠法令条例等・条項	農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項 (第 8 条第 4 項の準用)			
許認可等の概要	市町村は農業振興地域整備計画を変更するときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画については、都道府県知事の同意を得なければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	別紙のとおり			
基準の制定根拠	農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 9 条、農業振興地域制度に関するガイドライン(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知)別紙第 16 に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)			
期間の制定根拠	—			

○ 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

（農業振興地域整備計画の変更）

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（抜粋）

（農用地区域の変更に係る基準）

第九条 法第十三条第二項第五号の政令で定める基準は、当該変更に係る土地が法第十条第三項第二号に規定する事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過した土地であることとする。

○ 農業振興地域制度に関するガイドライン（抜粋）

第 16 法第 13 条関係（農業振興地域整備計画の変更）

農業振興地域整備計画の変更にあたっては、第 11 及び第 12 によるほか、次によることが適当と考えられる。

1 市町村整備計画の変更事由（法第 13 条第 1 項）

市町村整備計画の変更を行うに当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

(1) 変更事由

市町村整備計画の変更は、法第 13 条第 1 項に基づき、次の事由により必要が生じたときに行うものと考えられること。

なお、市町村は、市町村整備計画の変更を行う必要が生じた事由を具体的かつ明確にして示し、当該市町村の関係機関や団体、農業者及び住民に対して、広く知らしめることが望ましい。

① 基本方針の変更

ア 指定予定地域の変更

指定予定地域が縮小される場合には、農用地区域の該当部分は、農用地区域から除外するため農用地利用計画を変更すること。なお、指定予定地域が拡大された場合には、必要な部分につき拡大のための変更をすること。また、これらの場合、指定予定地域の変更に伴い農用地利用計画以外の部分につき変更の必要が生じたときは、その部分の計画についても変更すること。

イ ア以外の部分の変更

ア以外の部分の変更に伴い、市町村整備計画の変更を必要とするか否かを検討し、必要に応じて所要の変更をすること。

② 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の区域が縮小される場合には、農用地利用計画の該当部分は、農用地区域から除外するため農用地利用計画を変更すること。また、農業振興地域が拡大された場合には、必要に応じ農用地利用計画を変更すること。

③ 基礎調査（法第 12 条の 2 第 1 項）の結果

法第 12 条の 2 第 1 項の規定による基礎調査の実施により、当該農業振興地域の実態を総合的に把握し、情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため、市町村整備計画の再検討を行うこととなるが、市町村整備計画の変更をしなければならない場合としては、次の場合が考えられること。

ア 農用地利用計画の変更

農用地利用計画の変更として、集团的農用地としての要件を欠くこととなった農地の農用地区域からの除外や新たに農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地の農用地区域への編入など、法第 10 条第 3 項及び第 4 項に規定する農用地区域の基準に照らして、その区域を変更する必要がある場合

イ 農用地利用計画以外の事項の変更

農用地利用計画以外の事項の変更として、農業生産基盤、農業近代化施設、農業を担うべき者の育成・確保施設、就業促進施設、生活環境施設等について、農用地

利用計画との整合性を図るとともに、総合的かつ計画的な整備を確保する観点から変更する必要がある場合

また、市町村は、農用地利用計画を変更する場合は、次の事項に留意すること。

a 農用地区域への編入

農業振興地域のうち農用地区域以外の区域内の土地については、当該土地の農用地としての優良性、農用地としての整備の可能性等を検討するものとし、農用地区域に含めることが相当なものについては、積極的に農用地区域に含めること。

また、法第 10 条第 3 項各号に該当する土地について、農用地等以外の目的に供することを相当として農用地区域に含めていない場合で、基礎調査により当該目的に供しないことが明らかとなった場合には、速やかに農用地区域に含めること。

b 農用地区域からの除外

農業上の利用に供する目的で農用地区域に含まれている山林原野については、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いものは、農用地区域から除外すること。

さらに、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業等の活用に十分配慮すること。

④ 経済事情の変動その他情勢の推移

いずれの場合がこれに該当するかは、具体的事例に即して判断されることとなるが、「経済事情の変動その他情勢の推移」としては、例えば、現に農用地区域に設定されている土地が法第 10 条第 4 項の規定に該当することとなった場合のほか、農産物の需給事情の変化、農業技術の進展等に応じた生産方式の変更、当該市町村における工業化、鉄道、軌道の乗降場、高速自動車国道等のインターチェンジの設置等による都市化の進展、都道府県整備計画の策定又は変更などが考えられること。

また、既に山林原野化し、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地については、③の基礎調査を行わなくても「経済事情の変動その他情勢の推移」により農用地区域からの除外も可能であること。

なお、法第 10 条第 3 項各号に該当する土地について、農用地等以外の目的に供することを相当として農用地区域に含めていない場合で、経済事情の変動その他情勢の推移により当該目的に供しないことが明らかとなった場合には、速やかに農用地区域に含めること。

(2) 都道府県知事との協議

① 市町村整備計画を変更しようとする市町村は、都道府県知事に対する整備計画

変更の協議を行うに当たって、市町村整備計画の変更理由及び変更計画の概要を内容とする市町村整備計画変更理由書を作成するとともに、上記(1)の③の基礎調査の結果により市町村整備計画の再検討を行うものである場合には、第11の1の(6)に準じた資料を添付すること。

- ② 都道府県知事は、市町村整備計画の変更に伴う法第8条第4項の同意を行うか否かの判断に当たっては、基本方針における「確保すべき農用地等の面積の目標」の確保のみを前提として、都市計画法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画や法第13条第2項等による非農業的な土地利用の需要に対応した農用地区域内の土地の同区域からの除外のための市町村整備計画の変更を抑制するのではなく、法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項も含めて、変更後の市町村整備計画全体に基づく今後の農用地等の確保の見通しを十分に確認した上で、市町村整備計画と基本方針とが整合するように調整することが適当と考えられる。

2 農用地利用計画の変更

市町村整備計画のうち農用地利用計画の変更を行うに当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

(1) 法第10条第3項に係る変更

① 法第10条第3項各号の要件を満たす農用地等

ア 法第10条第3項各号に掲げる要件を満たすと判断される土地については、速やかに、農用地区域として設定するための市町村整備計画の変更をしなければならないこと。

なお、速やかに農用地区域として設定することが困難な場合であっても、農用地区域として設定するための取組を積極的かつ継続的に行うこと。

イ 法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなった場合としては、集団的に存在する農用地の規模が10ヘクタールを下回った場合（第1号関係）、土地改良事業等を実施中であつたが計画変更により当該事業の施行に係る区域でなくなった場合（第2号関係）、集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地の保全又は利用上必要な施設の用に供されてきた土地が当該施設の廃止、縮小等によりその用に供されないこととなった場合（第3号関係）、農業用施設用地の規模が2ヘクタールを下回った場合（第4号関係）などが想定されること。

ただし、このような場合に直ちに当該土地が農用地区域から除外されることとなると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っていた農業者が農業振興施策を受けられなくなる等の不利益を被るおそれがあることから、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村の判断によるものであること。

ウ 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経

営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。) 第 4 の(3)に基づき、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第 10 条第 3 項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

- a 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- b 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地)
 - (a) 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
 - (b) 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

② 法第 10 条第 3 項第 4 号としての農用地区域

農業用施設用地として農用地区域に含めるべき土地は、あらかじめ農用地区域に編入することが望ましいが、工事の時期等の関係から緊急を要する場合には、農業用施設を整備中又は整備後に、農用地区域に編入することも可能であること。

③ 法第 10 条第 3 項第 5 号としての農用地区域

①の場合であっても、市町村の判断により「当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」(第 5 号関係)として引き続き農用地区域とできること。

④ 開発行為の許可が不要な施設

法第 15 条の 2 第 1 項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要（規則第 37 条）であり、農地転用許可も不要なものについては、農用地区域を変更せずに施設を整備することも可能であり、この場合には、施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること。

また、農作物栽培高度化施設については、農業用施設用地へ用途区分の変更を行う必要があり、当該変更にあたっては、市町村の農業振興地域制度担当部局は、農業委員会と連携し、農作物栽培高度化施設を設置するための届出に係る施設の位置

を把握し、施設の設置後、速やかに変更を行うことが適当であること。

(2) 法第 10 条第 4 項に関する変更

① 法第 10 条第 4 項の土地

法第 10 条第 4 項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地は、農用地区域としない土地とするものであり、農業的土地利用との調整が既に行われているもののほか、農業的土地利用に供しない公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される土地に限定されているものであること。

② 法第 10 条第 4 項の土地に該当する場合の農用地利用計画変更

法第 10 条第 4 項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当することとなった場合には、法第 13 条第 2 項の適用はなく、同条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく農用地区域を変更すること。なお、基礎調査の結果を受けて行う市町村整備計画の全体的な見直しと時期的に重なる場合には、見直しに伴う変更と同時に変更して差し支えないこと。

(3) 法第 13 条第 2 項に関する変更

法第 13 条第 2 項の「農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更」は、同項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り農用地区域からの除外ができることとされているが、国土資源の合理的な利用の見地から都市化の進展等の経済事情の変動等により当該農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することが必要となる場合に農用地区域からの除外を認めるものであり、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのないようにするとの観点から、次の事項に留意すること。

なお、各要件の判断に当たっては、当該土地を農用地等以外の用途に供することを前提とするのではなく、農用地区域内の土地の農業上の利用が確保されることによる市町村整備計画の達成に資するように判断することは当然である。

① 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること（第 1 号関係）

ア 「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」であるかどうかについては、農用地等以外の用途の中で、いかなる用途に供することが当該地域にとって必要かつ適当かを積極的に判断するものではなく、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地が必要であるのか、あるいはその規模が適当であるのかのみを判断するものであること（法第 13 条第 2 項柱書の「農用地等以外の用途に供することを目的として」についても同様の趣旨であること。）。具体的には、地域の土地利用の状況等を勘案して、当該土地を農用地等以外の用途に利用することに

ついて、具体的な転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないことや、当該農用地等以外の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと等から判断されるものであること。

イ 「農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難」であるかどうかについては、例えば、

a 農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域からの除外を行う場合

b 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地で対応する場合などについては、本号の要件を満たさないものとして考えられること。

なお、土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもつて代えることが困難とすることは適当ではないと考えられること。

② 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第2号関係）

農用地区域以外の土地をもつて代えることが困難であり、やむを得ず農用地区域内の土地で対応する場合であっても、当該土地が除外された後において、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないと判断される土地を除外するものであることが必要であり、例えば、

ア 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じる場合

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合などについては、本号の要件を満たさないものとして考えられること。

また、土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地区域から除外する場合は、地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないか十分に検討する必要があること。

③ 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第3号関係）

ア 効率的かつ安定的な農業経営を営む者については、

a 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）又は同法第23条第4項に規定する特定農業法人若し

くは特定農業団体

- b 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する対象農業者であつて a に該当する者以外の者（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 経営第 6631 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 1 及び第 3 の 2 の要件を満たす経営体）
 - c a 及び b に掲げるもののほか、農業委員会や農業協同組合等の意見を聴いて、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む者として市町村が認める者（例えば、認定農業者となることが確実と認められる者等）が該当するものと解される。
- イ ①及び②の要件を満たす場合であっても、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が現に利用の集積をし、又は利用の集積をすることが確実と見込まれる農用地については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者による安定的な農業経営を確保することが必要であり、当該土地を農用地区域から除外することにより、例えば、
- a 経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生ずる場合
 - b 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合等は、農用地の利用の集積に支障を及ぼすものと考えられること。
また、本要件を判断するに当たっては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき作成された農用地利用集積計画又は農業委員会が行う農用地のあつせん等に関する資料等の客観的な資料に基づくことが適当と考えられる。
- ④ 当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第 4 号関係）
- 農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供された場合、当該施設の機能の低下が発生するおそれがあるときであり、例えば、
- ア ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されるとき
 - イ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されるとき
などが該当すると考えられること。
- ⑤ 当該変更に係る土地が法第 10 条第 3 項第 2 号に規定する事業（土地改良事業等）の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過した土地であるこ

と（第5号及び令第9条関係）

土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。

また、「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること。

⑥ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第11条関係

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「多面法」という。）は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、認定農業者団体等が農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に従って行う多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）に対し、その費用の補助等の各種の支援措置を講ずるものであり、多面的機能の発揮に必要な農用地が継続して農用地として維持されることが必要である。

このため、特に重点的に認定事業の実施を推進する区域（多面法第6条第2項第4号）内にある土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、法第13条第2項の要件の全てを満たすほか、多面法第11条において、当該土地について当該認定事業の実施期間が満了している場合に限り、することができることとされていること。

⑦ 土地改良法第92条の2関係

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、担い手への農用地の利用集積の加速化及び高収益作物への転換を促進するため、事業の効果が長期にわたって最大限発揮されるよう、農地中間管理権の存続期間又は残存期間が一定の期間を超えている等の要件が課されている。

このため、事業施行地域内の土地について、農地中間管理権が存続しているにもかかわらず、機構関連事業の工事後8年を経過したことをもって農用地区域から除外することを認めることは適当でないことから、当該土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、法第13条第2項の要件の全てを満たすほか、土地改良法第92条の2において、当該土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができることとされていること。

⑧ 農業経営基盤強化促進法第23条の2関係

農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項においては、農地の集積・集約化を進めるべき中心的担い手である認定農業者に地域の農地が将来的に農地として利

用されることを担保するため、農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限ることができる旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる特例が設けられている。

この場合、農用地利用改善事業の実施区域内にある土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、法第 13 条第 2 項の要件を全て満たすほか、農業経営基盤強化促進法第 23 条の 2 第 8 項において、農用地利用規程の有効期間が満了している場合に限り、することができることとされていること。

(4) その他の留意事項

上記のほか、市町村整備計画の変更にあたっては、次の事項に留意することが望ましい。

① 国土保全に関する工事との関係

市町村又は都道府県農林担当部局は、河川、ダム、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、海岸保全等の国土保全に関する工事を施行するため農用地区域内の土地が必要である場合には、農用地区域を変更する等工事の実施につき支障がないよう協力すること。

② 鉱物の賦存との関係

農用地区域内において国民経済上重要と認められる鉱物の賦存が確認された場合で、農業の振興と十分な調整を行った上農用地区域の変更を行う必要があると認められるときは、遅滞なく、農用地利用計画を変更すること。

③ 家畜等の管理のための農家住宅について

家畜等の管理のため、畜舎等に隣接するなど当該施設から至近の位置に耕作又は養畜の業務を営む者の住宅を設置することが必要となる場合には、市町村は、当該住宅について、必要に応じて、振興条例計画、振興計画又は市町村整備計画に定める施設に地域の農業の振興を図る上で必要となる耕作又は養畜の業務を営む者の住宅として位置付けることができること。

また、これら計画の策定にあたっては、集团的農地の効率的利用に支障が生じることのないよう、集团的農地の縁辺部に施設を配置すること、また、規模等が通常必要とされる面積等からみて過大なものとならないようにすること。

3 農用地利用計画以外の事項の変更（法第 13 条第 1 項）

市町村整備計画のうち農用地利用計画以外の事項の変更は、農用地利用計画との整合性を図り、農地の確保・有効利用に資するとともに、それぞれの計画の円滑な達成を図る観点から、補助事業等の実施見込みについて事業担当部局の意見を十分に踏まえた上で行うものとし、地域の実情に応じた実現性の高い効果的な内容とすることが適当と考えられる。

4 軽微な変更（法第 13 条第 4 項）

令第 10 条第 1 項の規定による軽微な変更をしようとするときは、次の事項に留意することが適当と考えられる。

(1) 令第 10 条第 1 項第 2 号関係

令第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる軽微な変更であるためには、農用地区域内にあ
る土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益を
する者でその土地をその者の耕作又は養畜の業務のための農業用施設の用に供す
るものは、自己のために耕作又は養畜の業務を営む者でなければならないこと。

したがって、農業協同組合及び施設の共同利用又は農作業の共同化を目的とした
法人すなわち農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 1
号の事業のみを行う農事組合法人は、これに該当しないものと解されること。

(2) 令第 10 条第 1 項第 3 号関係

令第 10 条第 1 項第 3 号の「他の法律の規定による告示又は公告で同
項の規定による告示とみなされるもの」に該当するものについて、例示すれば次の
とおりであること。

ア 都市計画法第 62 条第 1 項の規定による告示（同法第 70 条第 1 項参照）

イ 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 104 条及び第 105 条の規定による土地の使
用又は収用について、同法第 106 条第 5 項の規定による公告（同法第 107 条第 2 項
参照）

ウ 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 35 条の規定による土地の使用について同法
第 36 条第 5 項の規定による公告（同法第 37 条第 2 項参照）

(3) 令第 10 条第 1 項第 4 号関係

令第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる軽微な変更であるためには、変更に係る用途区
分の面積は当該変更につき行う法第 12 条第 1 項の規定による市町村整備計画を変
更した旨の公告に係る面積をもって判断されること。なお、規則第 4 条の 2 第 2 項
の特別の用途に係る軽微な変更についても、同様の取扱いとなること。